

# 石井町生活排水処理基本計画

平成 30 年 11 月  
徳島県石井町

はじめに

本町は、徳島県の北東部に位置し、東に県庁所在地である徳島市、北は上板町、西は吉野川市、南西は神山町などと接しており、その形は東西約 6km、南北約 5.5 km のほぼ正方形の形をし、総面積 28.85 km<sup>2</sup>の面積を有する。

吉野川流域の扇形に広がった平野の一部で、標高は概ね 5m ないし 12m の平坦地形であり、本町の約 4 割の面積が農耕地である。気候は平均気温 16 度と年間を通して比較的温暖で過ごしやすい地域である。

本町の人口は国勢調査によると平成 17 年の 26,068 人をピークに、その後は減少傾向となり、平成 27 年では 25,590 人となっている。

人口の減少に伴い就業者総数は減少傾向にある。特に第 2 次産業の就業者が減少し、第 1 次産業の就業者も微減にある。ただし、第 3 次産業就業者数は増加傾向にあり、サービス化の傾向が進んでいる。

本町の生活排水処理施設は竜王地区において徳島市特定環境保全公共下水道事業が平成 26 年度に認可されており、その他の地域は合併処理浄化槽の整備を推進している。

また、し尿及び浄化槽汚泥を処理は平成 10 年 4 月からし尿処理施設石井町クリーンセンターが稼働している。

## 1. 基本方針

### (1) 生活排水処理に係る理念、目標

身近な生活環境や公共用水域の水質の保全のために生活排水の適切な処理が必要なことを住民に啓発し、合併処理浄化槽の整備促進を図ることで生活排水を適切に処理し、公共用水域の水質改善を図り、流れる水に清流がよみがえり、蛍が飛び交う澄んだ川の復活を目指す。

### (2) 生活排水処理施設整備の基本方針

#### ① 合併処理浄化槽の整備推進

現在実施している汲み取り槽及び単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換費助成や、汲み取り槽及び単独処理浄化槽の撤去費補助制度の継続、さらには制度充実により一層の整備促進を図る。

#### ② 普及啓発活動

石井町清掃業組合を通じて汲み取り槽及び単独処理浄化槽の世帯に合併処理浄化槽設置整備補助制度のパンフレットを配布し、合併処理浄化槽への転換の促進を図る。

広報いしい、CATV 及び HP 等を通じてきれいな水環境の保全を啓発していく。

## 2. 目標年次

本町の生活排水処理基本計画における目標年度は計画制定時より 15 年後の平成 45 年度とする。

なお、中間目標年度は設けないが、おおむね 5 年ごとに、又は諸条件に大きな変動のあった場合等においては、見直しを行う。

## 3. 生活排水の排出状況

本町の過去 5 年間の処理形態別人口の推移を表 1 に示す。下水道人口は竜王地区の徳島市特定環境保全公共下水道事業が平成 26 年度に認可されたことによる。その他の地域は石井町合併処理浄化槽設置整備事業補助金対象地域である。

表 1 処理形態別人口(石井町)の推移

(単位:人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1. 計画処理区内人口	26,561	26,385	26,302	26,175	26,011
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	12,304	12,619	13,304	13,747	14,232
(1) コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	12,304	12,055	12,760	13,216	13,705
(3) 下水道	0	564	544	531	527
(4) 農業集落排水施設	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)	11,637	11,176	10,693	10,246	9,647
4. 非水洗化人口	2,620	2,590	2,305	2,182	2,132
5. 計画処理区域外人口	—	—	—	—	—

## 4. 一般廃棄物の処理主体

本町における生活排水の処理主体を表 2 に示す。

表 2 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1) 合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
(2) 単独処理浄化槽	し尿	個人等
(3) 公共下水道	し尿及び生活雑排水	徳島市
(4) し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	石井町

## 5. 生活排水処理基本計画

(1)生活排水(水洗便所し尿又は生活雑排水を処理する場合に限る。)の処理計画

### ①処理の目標

生活排水処理の目標を表3、4、5に示す。「1.基本方針」に掲げた理念、目標を達成に向け、概ね全ての生活排水を施設で処理することを目標とする。

表3 生活排水の処理の目標

	現在(平成29年度)	目標年度(平成45年度)
生活排水処理率	54.7%	88.0%

表4 人口の内訳

(単位:人)

	現在(平成29年度)	目標年度(平成45年度)
1. 行政区域内人口	26,011	22,166
2. 計画処理区域内人口	26,011	22,166
3. 水洗化・生活雑排水処理人口	14,232	19,496

表5 生活排水の処理形態別内訳

(単位:人)

	現在(平成29年度)	目標年度(平成45年度)
1. 計画処理区内人口	26,011	22,166
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	14,232	19,496
(1) コミュニティ・プラント	0	0
(2) 合併処理浄化槽	13,705	18,896
(3) 下水道	527	600
(4) 農業集落排水施設	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)	9,647	2,211
4. 非水洗化人口	2,132	458
5. 計画処理区域外人口	—	—

②生活排水を処理する区域及び人口等

生活排水を処理する区域を図 1 に示す。なお、区域ごとの現在及び目標年度の推計人口を表 6 に示す。

表 6 生活排水を処理する区域人口

(単位:人)

	現在(平成 29 年度)	目標年度(平成 45 年度)
1. 行政区域内人口	26,011	22,166
2. 計画処理区域内人口	26,011	22,166
公共下水道区域人口	527	600
合併処理浄化槽区域人口	25,484	21,566

③施設整備計画

計画期間における施設整備計画を表 7 に示す。

表 7 施設整備計画

施設名	計画処理区域	計画処理人口 (補助対象外の施設は含まない)	整備予定年度	事業費見込み
合併処理浄化槽	公共下水道区域外	1,928 人	平成 31～ 45 年度	353,295 千円

(2)し尿・汚泥の処理計画

①現況

平成 10 年 3 月にし尿処理施設が完成し、同年 4 月から稼働している。公共下水道区域外の石井町全域を処理対象区域とし、し尿及び浄化槽汚泥を衛生的に処理している。

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬については、許可業者が浄化槽清掃業と併せて実施している。

今後においても合併処理浄化槽の普及促進を図ることにより、生活排水の適正な処理を推進し、浄化槽汚泥についてはし尿処理施設において衛生的に処理する。

## ②し尿・汚泥の排出状況

5. (1)①表 5「生活排水の処理形態別内訳」に基づくし尿・浄化槽汚泥の排出状況を表 8 に示す。

表 8 し尿・汚泥の排出状況

(単位:k1/日)

区分	現在(平成 29 年度)	目標年度(平成 45 年度)
汲み取りし尿	2.4	0.6
単独処理浄化槽汚泥	11.1	2.4
合併処理浄化槽汚泥	15.7	20.4
合計	29.2	23.4

## ③し尿・汚泥の処理計画

### 収集・運搬計画

し尿・汚泥の収集・運搬については、前述のとおり許可業者が浄化槽清掃業と併せて実施しており、今後も継続していく。

### 中間処理計画

し尿・浄化槽汚泥は石井町クリーンセンターで処理を実施している。施設については供用開始から 20 年が経過しているが、当面は現行どおりの体制を維持する。

### 最終処分計画

石井町クリーンセンターで中間処理された焼却残渣は本町の最終処分場で処分しており、今後も継続していく。

## (3)その他

### 住民に対する広報・啓発活動

石井町清掃業組合を通じて汲み取り槽及び単独処理浄化槽の世帯に合併処理浄化槽設置整備補助制度のパンフレットを配布し、合併処理浄化槽への転換の普及啓発を実施する。

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性について住民に周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施する。

また、浄化槽については、定期的な管理、清掃及び定期検査について、広報等を通じてその徹底に努めるものとする。